

令和 7 年度京都御苑脱炭素化計画検討業務
特記仕様書

1. 件名

令和 7 年度京都御苑脱炭素化計画検討業務

2. 適用

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（以下「共通仕様書」という。）による。

なお、共通仕様書のアドレスは以下の通りである。

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001733705.pdf>

3. 業務の目的

気候変動への対策として政府は令和 2 年 10 月に「2050 年までのカーボンニュートラルの達成」等为目标に掲げ、「政府実行計画（令和 3 年 10 月）」の改定を行った。また、京都市は令和 4 年 11 月に国が進める脱炭素先行地域に選定され、2030 年度までに文化遺産群等の脱炭素転換に取り組んでおり、同市域の京都御苑でも脱炭素化の推進が期待されている。

本業務では京都御苑のエネルギー需給状況を分析し、苑内建築物等の脱炭素化に向けた改修計画の作成を目的とする。

4. 業務履行期限

令和 7 年 12 月 19 日（金）

5. 用途地域等

項目	内容
区分	国民公園
敷地面積	632,696m ²
都市計画区域	都市計画区域内
市街化区域	市街化区域
用途地域	第二種住居地域
防火地域	法 22 条区域
その他地域	周知の埋蔵文化財包蔵地、特別用途地区（京都御苑国際文化交流促進・歴史的環境保全地区）、都市施設（公園）、歴史遺産型美観地区（一般地区）、眺望景観保全地域（境内の眺め）、広域避難場所、15m 第 1 種高度地区、京都御苑鳥獣保護区（府指定）、屋外広告物規制区域（禁止地域）
政府実行計画 の実施要領	https://www.env.go.jp/earth/report/h31-01/post_7.html

6. 業務の内容

苑内建築物等の脱炭素化を図るため、次の調査及び計画検討を実施する。実施にあ

たっては、「自然公園等施設技術指針（令和４年３月）第２部第４章Ⅱ自然公園等施設における脱炭素化」に留意すること。

掲載ページ <https://www.env.go.jp/content/900493137.pdf>

（１）エネルギー使用状況等の基礎調査

京都御苑の立地条件、気候条件、エネルギーの使用状況（電気、ガス、燃料の消費量）、施設性能、施設の稼働時間、利用動向等を把握し分析する。電気使用量については、京都御苑中央監視盤 savic-netEV(アズビル社製)により、キュービクル・分電盤毎の使用量を調査し整理する。

調査対象期間：直近５年間

対 象 施 設：４０施設（別表のとおり）

（２）エネルギー使用量の削減方法の検討

京都御苑で使用されているエネルギーについて、エネルギー使用状況等を踏まえた削減可能性（省エネ改修等）を検討する。実施手法、施設の管理手法等について考慮すること。

（３）再生可能エネルギーの導入可能性の検討

京都御苑における再生可能エネルギー（創エネ：太陽光発電、バイオマス発電、蓄電池、小水力発電等）の導入可能性を調査し、検討する。調査にあたっては、導入箇所の敷地条件、事業費コスト、費用対効果、京都市景観ガイドライン等を考慮すること。

（４）脱炭素化計画の作成

（１）～（３）の調査結果を踏まえ、省エネ技術、創エネ技術により苑内建築物等の脱炭素化に向けた改修計画を作成する。計画の作成にあたっては、施設ごとに具体的かつ客観的な目標を定め、維持管理や更新計画を含めた全体計画を作成すること。

（５）打ち合わせ及び記録

打ち合わせは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出する。

- a 業務着手時
- b 業務終了時
- c 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

（６）報告書の作成

（１）～（５）の内容を取りまとめて報告書を作成すること。

7. 成果物

- ・紙媒体：報告書２部（A４判）
 - ・電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R １枚（セット）
 - ・提出場所：環境省自然環境局京都御苑管理事務所
- 報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

8. 貸与資料

- ・既存施設の消費エネルギーに関する資料（月ごとの電気、ガス使用量）
- ・燃料使用量に関する資料

- ・既存施設図面（建築・電気設備・機械設備）
- ・京都御苑構内電気設備図

9. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

10. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

（参考）環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

1 1. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

(基本方針 URL <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。